

朝霞市

Asaka City

ご遺族支援 ハンドブック

ご遺族支援コーナー利用案内

予約制

ご遺族の気持ちに寄り添い、手続きに関する不安や負担を軽減するために、亡くなられた方に関する市でのお手続きをご案内します。

希望日の5 開庁日前までにご予約ください。インターネット予約が可能です。右記の二次元コードからご予約ください。



※多くの手続きでは、死亡の事実が反映された戸籍の証明書が必要となるため、戸籍記載完了後にご予約いただくことで、一度のご来庁でよりスムーズに手続きを進めることができます。

○戸籍記載完了までの目安

- 本籍地の自治体へ死亡届を提出した場合：2～3週間程度
 - 本籍地以外の自治体へ死亡届を提出した場合：1か月～1か月半程度
- 電話での予約も受け付けています。

● **予約電話 048-423-0815**

午前9時～午後4時

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。

朝霞市ではご遺族の方が行うこととなる市役所の手続きや、それ以外の一般的な手続きにつきまして、少しでもわかりやすくスムーズに進められるよう「ご遺族支援ハンドブック」を作成いたしました。

この冊子が、ご遺族の皆様のお役に立てることを願っております。

朝霞市長

事前準備について

朝霞市役所にて各種手続きをする際の流れになります。

まずはこちらをご覧ください、ご来庁の前に、準備してください。

STEP 1

持ち物の確認

2ページの「来庁時の代表的な持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、各種手続き問合せ先へお問合せください。

STEP 3

ご遺族支援コーナーの予約

ご遺族支援コーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト (5・6ページ)

該当事項を確認した後、各種手続きの「手続き詳細」や「必要なもの」をご確認ください。

STEP 5

このハンドブックと必要なものをご用意の上、朝霞市役所にお越しください。

朝霞市役所本庁舎 1階 ご遺族支援コーナー



来庁時の代表的な持ち物について

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 預金通帳などの振込口座のわかるもの（※相続人の方や葬祭を行った方など）

※ご親族や相続人など、各種手続きのページにある「手続き可能な方」が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書等

※加入者が亡くなれると葬祭を行った方へ葬祭費が支給されます。葬祭を行ったことを確認できるもの（葬祭領収書、会葬礼状など）をご用意ください。

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書）

など

本人確認書類について

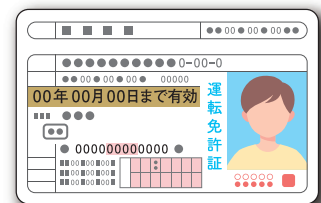
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、旅券（パスポート）、在留カードなど

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の資格確認書等、医療受給者証、年金手帳 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



ご遺族支援コーナーのご案内

朝霞市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「ご遺族支援コーナー」を設置しています。ご利用にあたっては、事前にインターネットまたは電話での予約が必要です。

※亡くなられた方の住民登録が朝霞市の方が対象です。

ご遺族支援コーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での亡くなられた方に関する主な手続きについては、窓口を移動することなく、1か所で完了することができます。
※一部、担当課でしかできない手続きもあります。



●専用ブースで安心して手続きできます

●手続き時間は1枠60分程度になります

場所・利用日時

場 所 朝霞市役所本庁舎1階

利用日時 月曜日から金曜日（土日・祝日・年末年始を除く）まで

①午前9時から午前10時まで ②午前10時30分から午前11時30分まで

③午後1時から午後2時まで ④午後2時30分から午後3時30分まで

※原則、事前予約制で各回1組

予約方法について

希望日の5開庁日前（※）までに予約してください。（※土日・祝日・年末年始を除いた日数）

●インターネット予約

- ① 「朝霞市ホームページ」にアクセス
- ② キーワード「ご遺族支援」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって予約してください



●電話予約 電話番号：048-423-0815

受付時間：午前9時～午後4時（土日・祝日・年末年始を除く）

（予約期限の例） 7/1（月）が利用希望日の場合、6/24（月）までに予約を行ってください。

日付	6/22 (土)	6/23 (日)	6/24 (月)	6/25 (火)	6/26 (水)	6/27 (木)	6/28 (金)	6/29 (土)	6/30 (日)	7/1 (月)
予約	閉庁日	閉庁日	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	閉庁日	閉庁日	利用 希望日
			予約 期限							
予約	Web○	Web○	Web○	7月1日(月)の予約はできません						
方法	電話×	電話×	電話○							

身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (36 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(39 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

朝霞市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・印鑑登録証をもっていた	P.7
	☐	世帯主が亡くなった	
保険	☐	国民健康保険に加入していた(74歳までの方)	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた(75歳以上の方)	P.10
年金	☐	国民年金にのみ加入または受給していた	P.12
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.13
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市税等の納付が済んでいない	P.14
	☐	市民税が課税されていた	P.15
	☐	市内に固定資産を持っていた	P.16
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.18
	☐	65歳以上で保険料が発生していた	
福祉	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	☐	障害児福祉手当・特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.20

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉	☐	在宅重度心身手当を受給していた	P.21
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	P.22
	☐	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.23
	☐	福祉タクシー券を利用していた	
	☐	交通費補助（自動車燃料費またはバス・鉄道共通ICカード利用料金）を受けていた	P.24
	☐	児童通所施設を利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
こども	☐	児童手当を受給していた	P.25
	☐	こども医療費受給資格証を交付されていた	
	☐	児童扶養手当を受給・ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	P.26
	☐	養育医療券を交付されていた	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.27
	☐	浄化槽を使用していた	P.29
その他	☐	遺品を廃棄したい	
	☐	農地を所有していた	P.30
	☐	市民農園を借りていた	
	☐	朝霞市立図書館の利用カードを持っていた／貸出中の図書等がある	
	☐	犬を飼っていた	P.31

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・印鑑登録証をもっていた

手続き カードの返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード・印鑑登録証をお持ちだった場合、死亡日をもって自動的に廃止となります。 ※亡くなられた方の上記カード等は、返納する必要はありません。 なお、マイナンバーカードについては、税金や死亡保険等のお手続きでマイナンバーの提示を求められる場合がありますので、諸手続きが終わるまで保管してください。手続き終了後は返納いただくか、細断して処分してください。	なし
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード（返納する場合のみ） ☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（返納する場合のみ）	総合窓口課 住基窓口係 ☎ 048-463-2605

世帯主が亡くなられた

手続き 世帯主変更の届出（必要な場合のみ）

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられた場合、世帯主が変更となります。 朝霞市では、配偶者がいる場合は配偶者、配偶者がいない場合は世帯の中で直系の年長者が自動的に世帯主となります。 別の方を世帯主にしたい場合は、世帯主変更の届出が必要となります。	変更があった日から14日以内
	手続き可能な方
	・同じ世帯の方 ・同じ世帯の方から委任を受けた方
必要なもの	問合せ先
☐ 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等） ☐ 同世帯の方からの委任状（別世帯の方が手続きをする場合のみ）	総合窓口課 住基窓口係 ☎ 048-463-2605

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた（74歳までの方）

手続き① 国民健康保険資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために国民健康保険資格確認書等を回収しています。 ※市役所または各出張所に返却が難しい場合は、細断の上、破棄してください。	速やかに
	手続き可能な方 ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等	国保年金課 17番 国保賦課係 ☎ 048-463-0283

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※亡くなられた方が朝霞市国民健康保険に加入していた場合のみ支給対象となります。 ※朝霞市の国民健康保険加入期間が3か月未満の方のうち、社会保険（健康保険組合等）から国民健康保険へ切り替わった方は、加入していた社会保険から葬祭費（または埋葬費）が支給される場合があります。その場合は、加入していた社会保険からの給付が優先されます（国民健康保険から葬祭費の支給はありません）。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な方 葬祭執行者
必要なもの	問合せ先
☐ 葬祭執行者の預金通帳など振込口座がわかるもの ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状または葬祭費の領収書） ※領収書は故人様と葬祭執行者（喪主）様のお名前が併記されている場合のみ 領収書は、但し書きで葬祭費の一式であることがわかるもの	国保年金課 17番 国保給付係 ☎ 048-463-0283

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた（74歳までの方）

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
世帯主が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、高額療養費の支給ができなくなった場合に支給申請ができます。 ※手続き④「相続人代表者指定届」の提出後の手続きとなります。	2 年間以内
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問合せ先
☐ 預金通帳など振込口座がわかるもの	国保年金課 17番 国保給付係 ☎ 048-463-0283

手続き④ 相続人による相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の国民健康保険に関するお手紙を送付する場合があります。	提出書類が揃い次第
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問合せ先
☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど （住民票上同一世帯員の場合は省略可） 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	国保年金課 17番 国保給付係 国保賦課係 ☎ 048-463-0283

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた（75歳以上の方）

手続き① 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために後期高齢者医療資格確認書等を回収しています。 ※市役所または各出張所に返却が難しい場合は、細断の上、破棄してください。 ※後期高齢者医療資格確認書の「保険者名」が「埼玉県後期高齢者医療広域連合」、「保険者番号」が「39112271」となっている方が対象です。	速やかに
	手続き可能な方 ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書等	国保年金課 18番 高齢者医療係 ☎ 048-463-1928

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※埼玉県後期高齢者医療保険に加入の方が（資格確認書の保険者番号が「39112271」の方）対象です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な方 葬祭執行者
必要なもの	問合せ先
☐ 葬祭執行者の預金通帳などの振込口座がわかるもの ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状または葬祭領収書） ※葬祭執行者（喪主）の氏名が記載されているもの。 領収書は、但し書きで葬祭費の一式であることがわかるもの。	国保年金課 18番 高齢者医療係 ☎ 048-463-1928

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた（75歳以上の方）

手続き③ 申立書（医療給付・保険料還付）の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなり後日、後期高齢者医療給付金、後期高齢者医療保険料還付などが発生した場合に、相続人の代表者として受領するために申立書の提出をしてください。	2 年間以内
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問合せ先
☐ 認印（相続人のもの） ☐ 預金通帳など振込口座がわかるもの（相続人のもの） ☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど （住民票上同一世帯の場合は省略可） 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	国保年金課 18番 高齢者医療係 ☎ 048-463-1928

手続き④ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなり後日、後期高齢者医療保険に関する通知が発生した場合に、相続人の代表者に送付するために送付先変更届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問合せ先
☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど （住民票上同一世帯の場合は省略可） 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	国保年金課 18番 高齢者医療係 ☎ 048-463-1928

3. 年金に関する手続き

国民年金にのみ加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問合せください。 ※以下の年金のみ受給している場合は、市役所へお問合せください。 ○老齢基礎年金 ○遺族基礎年金 ○障害基礎年金 ○寡婦年金 ○特別障害給付金 ※年金を受給していない場合は、保険料納付期間により死亡一時金等のご案内があります。	速やかに
	手続き可能な方
	3 親等内の親族
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号などがわかるもの ☐ 請求する方の顔写真付き本人確認書類（P.2 参照）	国保年金課 16番 国民年金係 ☎ 048-463-0284

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問合せください。 ※以下の年金を受給している場合は、予約受付専用電話等へお問合せください。 ○老齢厚生年金 ○遺族厚生年金 ○障害厚生年金	速やかに
	手続き可能な方
	3 親等内の親族
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ☐ 請求する方の顔写真付き本人確認書類（P.2 参照）	川越年金事務所 ☎ 049-242-2657 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問合せください。	速やかに
	手続き可能な方
	3 親等内の親族
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ☐ 請求する方の顔写真付き本人確認書類（P.2 参照）	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJA（農業協同組合）を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日以内
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 56番 ☎ 048-463-1906

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税等の納付が済んでいない

手続き① 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に未納の市税等や納付済の市税等の還付がある場合、相続人の代表者に承継していただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務や還付を受ける権利は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。収納課までご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な方 相続人の方
必要なもの	問合せ先
☐ 来庁される方の本人確認書類（P.2 参照） ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ※亡くなられた方と相続人が住民票上同一世帯の場合は不要。 （市税等の還付がある場合） ☐ 預金通帳など振込口座がわかるもの（※相続人の代表者の方）	収納課 20番 管理係 ☎ 048-463-2040

手続き② 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、亡くなられた方に代わって相続人の方に納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。納付書がお手元にはない場合には、再発行が必要となりますので、収納課までご連絡ください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な方 相続人の方
必要なもの	問合せ先
☐ 納税通知書	収納課 20番 特別整理係 ☎ 048-463-0186

4. 税金に関する手続き

市税等の納付が済んでいない

手続き③ 口座振替廃止等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の廃止をお申出ください。なお、相続人の方が納税を承継し、口座振替での支払いを希望される場合は、相続人の方の口座から引き落としの手続きができますので、市税等口座振替依頼書をご提出ください。	速やかに
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問合せ先
(相続人口座での口座振替を希望する場合のみ) ☐ 相続人の金融機関届出印 ☐ 預金通帳など振替口座がわかるもの	収納課 20番 管理係 ☎ 048-463-2040

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。	速やかに
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	手続き可能な方
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。課税課までご連絡ください。	相続人の方
必要なもの	問合せ先
☐ 来庁される方の本人確認書類 (P.2 参照) ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 (戸籍謄本等) ※ 亡くなられた方と相続人が住民票上同一世帯の場合は不要。	課税課 市民税係 21番 ☎ 048-463-2853

市内に固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
市内に固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、相続登記が完了するまで、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定する届出をしてください。 納税義務者が亡くなられた翌年1月1日までに相続登記が完了した場合、翌年度以降の納税義務者は相続登記された方（新所有者）となります。 ※相続登記については、法務局でのお手続きをお願いします。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。課税課までご連絡ください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 来庁される方の本人確認書類（P.2 参照） ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ※ 亡くなられた方と相続人が住民票上同一世帯の場合は不要。	相続人の方
	問合せ先 課税課 固定資産税係 23番 ☎ 048-463-2875 管轄の法務局 さいたま地方法務局 志木出張所 ☎ 048-476-1230

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な方
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 来庁される方の本人確認書類（P.2参照） ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問合せ先
	課税課 22番 庶務係 ☎ 048-463-2851

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問合せください。	亡くなられた日から 15 日以内
必要なもの	手続き可能な方
☐ 標識交付証明書 ☐ 来庁される方の本人確認書類（P.2参照） ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問合せ先
	課税課 22番 庶務係 ☎ 048-463-2851

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。 ※市役所または各出張所に返却が難しい場合は、細断の上、破棄してください。 ※介護保険被保険者証の「保険者の名称」が「朝霞市」の方が対象です。	なし
	手続き可能な方 ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 15番 介護保険係 ☎ 048-463-1951 ☎ 048-463-1952

65歳以上で保険料が発生していた

手続き 相続人代表者による届出書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より保険料の還付または未納に関するお手紙を送付する場合があります。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ届出書を郵送します。	速やかに
	手続き可能な方 相続人代表者となる方
必要なもの	問合せ先
☐ 相続人代表者の本人確認書類（P.2 参照） ☐ 相続人代表者の預金通帳など振込口座がわかるもの ☐ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等（住民票同一世帯の場合は省略可） 指定相続人の場合：遺言書の写し等	介護保険課 15番 介護保険係 ☎ 048-463-1951 ☎ 048-463-1952

6. 福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な方 ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障害福祉課 12番 障害者支援係 ☎ 048-463-1598

障害児福祉手当・特別障害者手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届・特別障害者手当資格喪失届の提出 (未支給分がある場合は請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当・特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支給分の手当があれば請求の手続きが必要です。	14 日以内
	手続き可能な方 ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 未支給分がある場合は、ご親族の方の預金通帳など振込口座がわかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	14 日以内
必要なもの	手続き可能な方
☐ 未払い分がある場合は、対象児童名義の通帳など振込口座がわかるもの ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、預金通帳など振込口座がわかるもの	ご親族の方
	問合せ先
	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出
(未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

6. 福祉に関する手続き

在宅重度心身手当を受給していた

手続き 在宅重度心身障害者手当喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な方 ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 未払い分がある場合は預金通帳など振込口座がわかるもの (※相続人の代表の方)	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な方 ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	障害福祉課 12番 障害者支援係 ☎ 048-463-1598

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書（原本）または死体検案書（原本） ☐ 亡くなられた方の住民票（除票） ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

【年金（扶養共済）の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者より先に障害のある方が亡くなられたときは、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。 なお、障害のある方が亡くなるまでに納めた掛け金は返金できません。	速やかに
	手続き可能な方
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の住民票（除票） ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

6. 福祉に関する手続き

【年金（扶養共済）を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金は年金受給権者の死亡月まで支給されますので届出の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の住民票（除票）	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療費助成受給者証の返却及び資格喪失届の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の重度心身障害者医療費助成受給者証 ☐ 未請求分の医療費領収書（原本） ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

交通費補助(自動車燃料費またはバス・鉄道共通ICカード利用料金)を受けていた

手続き 自動車燃料費またはバス・鉄道共通ICカード利用料金補助の喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費またはバス・鉄道共通ICカード利用料金補助を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。当該年度の請求が未請求の場合、補助対象の領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 補助対象の未請求分の領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の預金通帳など振込口座がわかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 通所受給者証	障害福祉課 12番 障害者支援係 ☎ 048-463-1598

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 12番 障害者支援係 ☎ 048-463-1598

7. こどもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な方
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問合せ先
【対象児童が亡くなられた場合】 手続きは必要ありません 【受給者が亡くなられた場合】 ☐ こども名義の預金通帳など振込口座がわかるもの ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 受給予定者の預金通帳など振込口座がわかるもの	こども未来課 25番 こども給付係 ☎ 048-463-2834

こども医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給資格証の返納

手続き詳細	期 限
こども医療費受給資格証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格証は死亡日を持って失効となりますので、返納してください。	原則、児童または、受給資格者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な方
	児童の保護者
必要なもの	問合せ先
☐ こども医療費受給資格証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類（P.2 参照）	こども未来課 25番 こども給付係 ☎ 048-463-2834

児童扶養手当を受給・ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者死亡届提出、受給資格証の返納

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要です。こども未来課までご相談ください。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	手続き可能な方 ・受給者 ・受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問合せ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類 (P.2 参照) ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証	こども未来課 25番 こども給付係 ☎ 048-463-2834

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなった場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 (P.2参照)	乳児の保護者
	問合せ先 こども家庭課 こども保健係 ☎ 048-423-4369

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き① 名義変更または水道使用中止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または水道使用中止の手続きが必要となります。 右記連絡先へお電話ください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な方
	ご親族または同居者の方
必要なもの	問合せ先
	水道庁舎 3階 (朝霞市泉水2-13-1) 上下水道総務課 ☎ 048-462-3366

手続き② 口座振替用紙の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の振替口座の変更が必要となります。所定の用紙を送付いたしますので、右記連絡先へお電話ください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な方
	ご親族または同居者の方
必要なもの	問合せ先
☐ 銀行印 ☐ 預金通帳など口座番号がわかるもの	水道庁舎 3階 (朝霞市泉水2-13-1) 上下水道総務課 ☎ 048-462-3366

MEMO

上下水道を使用していた

手続き③ 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の方または徴収猶予を受けている方（＝受益者、負担金の納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きが必要となります。 所定の用紙を送付いたしますので、右記連絡先へお電話ください。	受益者が亡くなられた日から10日以内
	手続き可能な方 ご親族または同居者の方
必要なもの	問合せ先
☐ 変更届	水道庁舎 3階 (朝霞市泉水2-13-1) 上下水道総務課 ☎ 048-462-3366

手続き④ 水道メーター撤去の申出

手続き詳細	期 限
工事等が必要になります。 詳細につきましては、右記連絡先へお電話ください。	なし
	手続き可能な方 ご親族または同居者の方
必要なもの	問合せ先
	水道庁舎 2階 (朝霞市泉水2-13-1) 水道施設課 ☎ 048-463-8699

手続き⑤ 水道（給水装置）の所有者変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水道（給水装置）の所有者の場合、所有者の変更手続きが必要となります。 所定の用紙を送付いたしますので、右記連絡先へお電話ください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な方 ご親族または同居者の方
必要なもの	問合せ先
☐ 土地登記簿謄本の写し ☐ 売買契約書等の写し	水道庁舎 2階 (朝霞市泉水2-13-1) 水道施設課 ☎ 048-463-8699

8. 上下水道に関する手続き

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽管理者変更報告書の提出

手続き詳細	期 限
浄化槽を使用していた場合、管理者の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください
必要なもの	手続き可能な方
☐ 浄化槽管理者変更報告書	ご親族または同居者の方
	問合せ先
	環境推進課 55番 環境対策係 ☎ 048-463-1512

9. その他の手続き

遺品を廃棄したい

手続き 一般廃棄物処理業許可業者へ依頼または相続人ご自身でクリーンセンターへ直接搬入

手続き詳細	期 限
- 一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する際は、依頼できる内容や料金が異なりますので、事前に各社へお問合せください。許可業者一覧は、市ホームページをご確認ください。 - クリーンセンターへ直接搬入する場合は、必要なものを全て揃えて、窓口でご提示ください。 ※詳細は市ホームページをご覧ください。	なし
必要なもの	手続き可能な方
☐ 亡くなられた方が朝霞市在住であることがわかる書類 ☐ 当日窓口にお越しいただいた方の本人確認書類 (P.2参照) ☐ 相続人であることがわかる書類 ☐ 一般廃棄物処理申請書	相続人の方
	問合せ先
	資源リサイクル課 (クリーンセンター 朝霞市大字浜崎390-45)
	☎048-456-1593

9. その他の手続き

農地を所有していた

手続き 農地相続の届出

手続き詳細	期 限
農地の所有者が亡くなられた場合には、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出してください。	権利を取得したことを知った時点から10か月以内
必要なもの	手続き可能な方
☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書	農地を相続された方または代理人（要委任状）
問合せ先	
農業委員会事務局 56番 ☎ 048-463-1906	

市民農園を借りていた

手続き 市民農園利用辞退手続き

手続き詳細	期 限
市民農園を借りていた方が亡くなられた場合は、市民農園を原状回復後、市民農園利用辞退届を提出してください。 ※詳細についてはお問合せください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 市民農園利用辞退届	ご親族の方
問合せ先	
産業振興課 56番 農業振興係 ☎ 048-463-1904	

朝霞市立図書館の利用カードを持っていた／貸出中の図書等がある

手続き 利用カードの返却／貸出図書の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が利用カードをお持ちの場合、また、図書館の本等を借りていた場合は、返却をお願いします。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な方
☐ 利用カード ☐ 貸出図書等	ご親族の方等
問合せ先	
朝霞市立図書館 ☎ 048-466-8686	

9. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き① 飼い主の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、飼い主の変更手続きが必要です。 • 新たな飼い主が市内在住の場合、手続きをお願いします。 • 新たな飼い主が市外在住の場合、お住まいの市区町村にご相談ください。(手続きが必要なため、犬鑑札や狂犬病予防注射済票は、大切に保管しておいてください。)	速やかに
必要なもの	手続き可能な方 新たな飼い主 問合せ先 環境推進課 55番 環境推進係 ☎ 048-463-1504

手続き② 浜崎ドッグラン利用登録者の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が浜崎ドッグランを利用して、新たな飼い主が市内在住の方で、ドッグランの利用継続を希望される場合、手続きが必要です。 ※新たな飼い主が、市外在住の場合は、ドッグランの利用はできません。	速やかに
必要なもの	手続き可能な方 新たな飼い主または同居人の方 問合せ先 環境推進課 55番 環境推進係 ☎ 048-463-1504
☐ 利用登録される方の本人確認書類 (P.2参照) ☐ 亡くなられた方名義のドッグラン利用登録証 (お持ちであれば)	

相談窓口のご案内

名 称	相談内容	日 時	場 所	相談員	問合せ先
法律相談 【予約制】	相続、離婚、多重債務などの法的なこと ※企業、法人などを除く 個人の相談に限る	毎週水・金曜日 《1組30分》 午前10時～正午 午後1時～3時	法律相談室 (市役所別館4階)	弁護士	地域づくり支援課 ☎463-2648
年金相談 【予約制】	・年金加入記録の確認や ねんきん定期便の見方 ・老齢年金の請求 ・仕事をしながらの年金 受給 ・遺族年金の請求 ・障害年金の請求 など	・毎月第2・4木曜日 ・木曜日の年金相談がない 週の火曜日 午後1時～5時	市民相談室・他 (市役所1階・他)	社会保険労務士	国保年金課 ☎463-1264
税務相談 【予約制】	納税及び申告手続など、 税務全般について	毎月第3月曜日 (祝日の場合は翌日) 午後1時～4時30分	市民相談室 (市役所1階)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	課税課 ☎463-2851
税務相談 (税理士会) 【予約制】	納税及び申告手続など、 税務全般について	毎週水曜日 午後1時30分～4時	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 (幸町1-3-6 石川ビル2階)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 ☎465-0025
休日納税相談	・市税を納期限内に納税 できない方を対象とし た納付方法の相談につ いて ・市税の納付	毎月第1・3日曜日 (5～7月は第4も実施) 午前8時30分～正午 ※1月・8月の第1日曜日 を除く	収納課 (市役所2階)	収納課職員	収納課 ☎463-2023
福祉の総合相談 (生活困窮者 自立支援相談)	・福祉に関すること ・生活や経済面に関す ること ・高齢者の困りごとに関 すること ・成年後見、権利擁護に関 すること ・ひきこもりに関するこ と などの相談	毎週月～金曜日 午前8時45分～午後4時 (令和8年6月まで: 午前8時30分 ～午後5時15分)	地域共生社会課 (市役所1階)	福祉相談支援員	地域共生社会課 ☎423-5082
福祉について の相談	日常生活上の相談や生活 困窮に関する困りごとにつ いて	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	総合相談支援係 (はあとびあ3階)	社会福祉協議会 職員	社会福祉協議会 地域福祉推進課 ☎486-2478
生活保護の相談	病気や失業などをはじめ 生活に困窮する世帯に対 する生活保護の相談	毎週月～金曜日 午前8時45分～午後4時 (令和8年6月まで: 午前8時30分 ～午後5時15分)	生活保護課 (市役所4階)	生活保護課職員 並びに面接相談員	生活保護課 ☎463-1576 ☎463-1562 ☎423-0163 ☎463-2947
ひとり親家庭等相談 【予約制】 注1:市ホームページに ある専用予約サイトか らの予約になります。	ひとり親家庭等の方の生 活一般、就業、養育費や経 済的支援に係る相談	毎週月～金曜日 午後5時～9時 毎週土日祝日 午前8時30分～午後9時 (年末年始を除く)	電話・メール ・ビデオ通話 (ZOOM)	外部委託相談員	こども未来課 ☎463-2834 市ホームページ 「ひとり親家庭等相談」
不動産無料相談 【予約制】	不動産に関わる賃貸、売 買、またはトラブル等につ いて	毎月第2木曜日 (8月及び祝日の場合は第 3木曜日) 午前10時～正午	市民相談室 (市役所1階)	不動産相談員	(公社) 埼玉県宅地建物取引業 協会県南支部事務局 ☎468-1717
空き家の ワンストップ 無料相談窓口 【予約制】	市内にある空き家の所有 者または管理者の方々を 対象にした空き家の管 理・売買・修繕等について の相談	随時 午前10時から午後4時 ※水・土・日曜日、祝日、年末 年始、お盆休みを除く	(公社)埼玉県宅 地建物取引業協会県 南支部	空き家相談員	(公社) 埼玉県宅地建物取引業 協会県南支部事務局 ☎468-1717
		随時 午前10時から午後4時 ※土・日曜日、祝日、年末 年始、お盆休みを除く	(一社)埼玉県建 築士事務所協会県南 支部		(一社) 埼玉県建築士事務所協 会県南支部事務局 ☎461-4507
		随時 午前9時から午後6時 ※土・日曜日、祝日、年末 年始、お盆休みを除く	(一社)日本空家対 策協議会		(一社) 日本空家対策協議会 ☎042-453- 8000

※ここに記載した相談窓口は一例です。他の各種相談窓口は、朝霞市ホームページをご覧ください

※日時等は変更される場合がありますので、ご利用の際は問合せ先へご確認ください。

※特に記載のないものは、祝日、年末年始はお休みです



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きを記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書等や勤務先から貸与を受けていたもの等を返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、勤務先の保険資格を喪失しますので、他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽや勤務先の保険組合などで、埋葬料の請求が可能です
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座 【手続き先】 亡くなられた方の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 朝霞税務署 ☎ 048-467-2211
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 か月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問合せ先
運転免許証	☐	返納手続き	朝霞警察署 ☎ 048-465-0110 埼玉県警察 運転免許センター ☎ 048-543-2001
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談窓口へ お問合せください。	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・指定難病医療給付受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療 受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	亡くなられた方の住所地 を管轄する健康福祉セン ター（保健所）へお問合 せください。	朝霞保健所 ☎ 048-461-0468
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問合せ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	朝霞税務署 ☎ 048-467-2211
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	さいたま地方法務局 志木出張所 ☎ 048-476-1230
普通自動車 バイク	☐	普通自動車、バイク （排気量126cc以上）等の 名義変更、廃車	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2029
軽自動車	☐	軽自動車の 名義変更、廃車	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎ 050-3816-3111
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		NHK 受信料の窓口

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

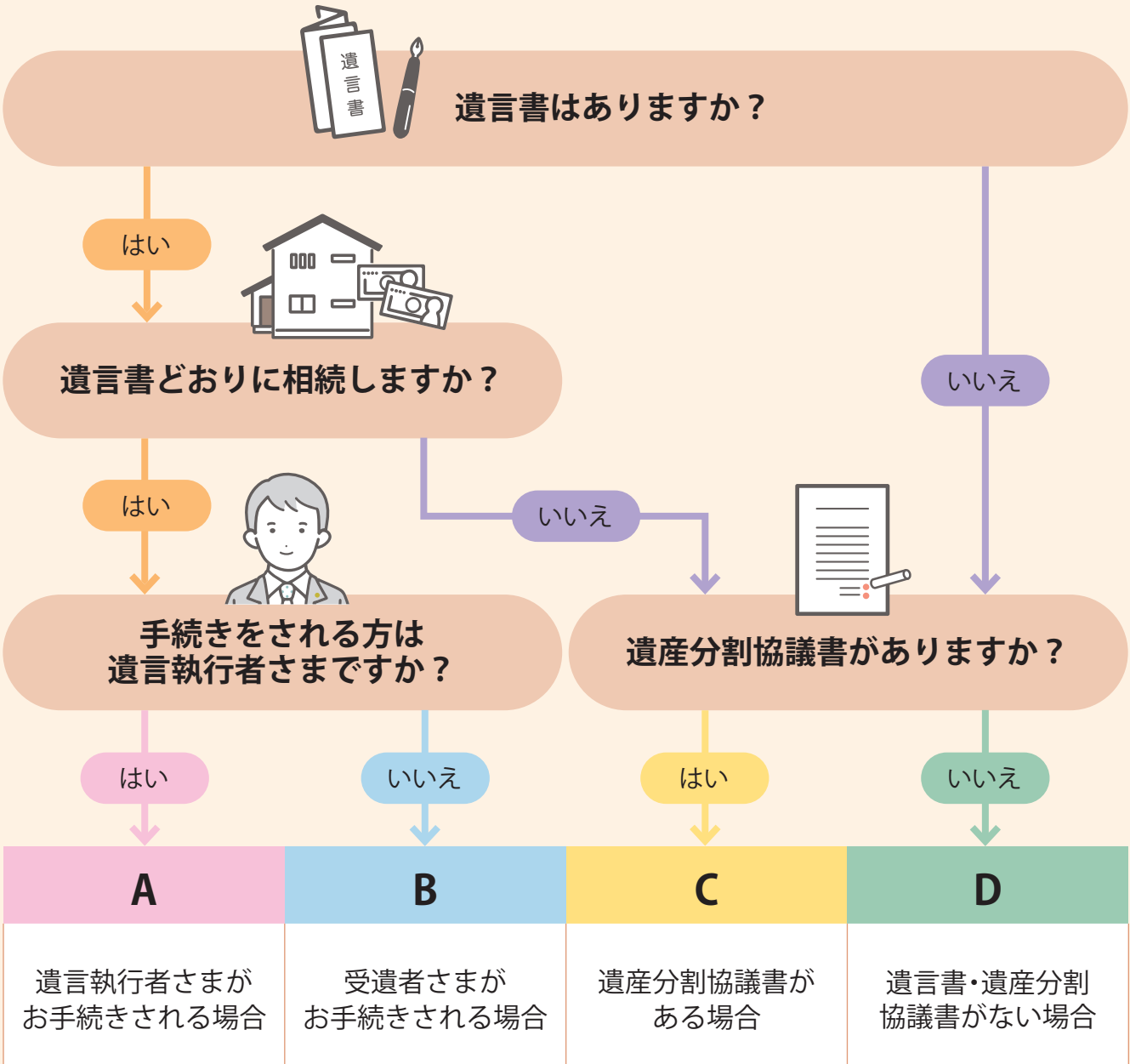
MEMO

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除に必要な書類を銀行に提出

※金融機関ごとに必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問合せください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（亡くなられた方）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。自治体の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と相談してください。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要です。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3か月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や自治体などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要です。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	年の途中で死亡した人の場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	亡くなられた親や配偶者（被相続人）から、お金や土地などの財産を受け継いだ（相続した）場合、その受け取った財産には、相続税がかかります。詳しくは税務署にお問合せください。

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

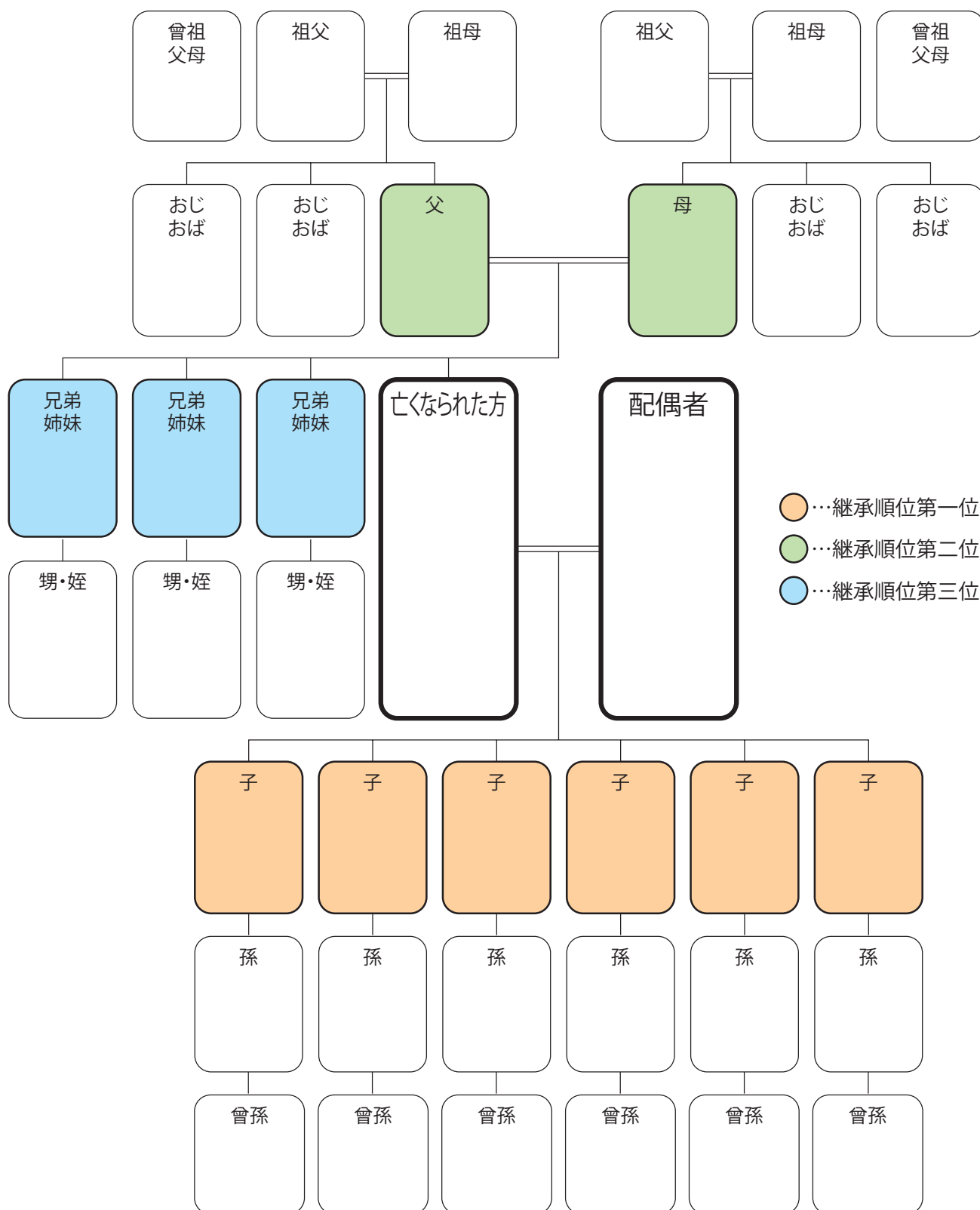
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは P43・P44 をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

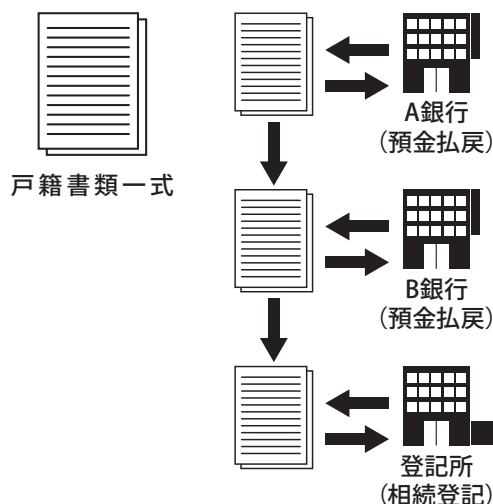
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

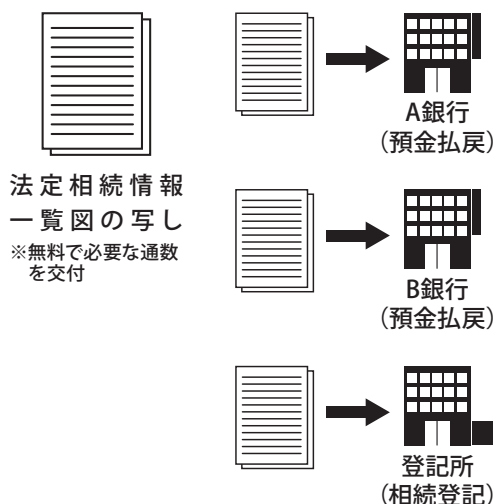
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人
(窓口に来られる方) 住所
氏名
生年月日

私は、上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。

委任事項
(委任したい事項は
個別に全てお書き
ください。)

委任事項の記載例

・住所異動届の手続 ・住民票の請求 ・戸籍謄(抄)本の請求 など

※注意事項

- ・委任事項には「病気のため」や「引っ越しするため」等の委任する理由ではなく、委任する手続名を明確に記載してください。
- ・記載されていない項目がある場合は、委任状として認められません。

令和 年 月 日

委任者
(委任する方本人) 住所
氏名 印
(委任者の氏名は委任者本人が自署し押印してください。)
生年月日
電話番号

朝霞市長 宛

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

MEMO

不動産を買い取り致します

「こんなお悩みに
おこたえます！」

この土地・建物を
売って早くお金に
したい!!

相続する場合は
どうすればよいの?

この土地を売って
ホームに入りたい...

空き家を売りたい。
どうすればよいの?

住まいが将来
空き家になる...

空き家の中にある荷物
どうやって処分しよう

建物を壊す費用は、
いくらかかるの?



この不動産売れるの!?

土地：三角地・傾斜地・不整形地・狭小地・袋地・再建築不可物件・共有物件
建物：古家・古いアパート可!

※お荷物の処分や解体については提携事業者と連携して実施しております。

⚠️ 空き家を狙った犯罪が多発・空き家が社会問題に

- ☐ ゴミが放置されていて不衛生
- ☐ 小動物が住みついている
- ☐ 隣地の空き家の枝が伸びてきて困っている
- ☐ 不法侵入者・不正使用が怖い
- ☐ 他者の不法占用が心配
- ☐ 相続で取得したが管理ができない



空き家のお悩み、解決いたします!

空き家管理のアドバイス・活用方法等

当社の空き家相談士がご相談を承ります。

不動産のことならどんなことでも

お気軽にご相談ください。



秘密厳守・相談無料・迅速対応

📞 048-452-7722

朝霞駅南口市役所通り 徒歩3分

埼玉県知事(4)第21886号

埼玉県朝霞市本町2-2-14



株式会社 ココ・エステート

TEL.048-452-7722

FAX.048-452-7723

E-mail: info@cocoestate.jp

大型連休以外 年中無休 営業時間 9:00~17:00

面倒な相続・遺言の手続は
いろいろ
彩 相続相談所へお任せください！

相続・遺言に関してこんなお悩みはございませんか？

- ・遺言は作った方が良いの？
- ・遺言書ってどう書けばいいの？
- ・必要な書類は何？
- ・遺産分割協議書って何？
- ・財産の名義変更ってどうやるの？
- ・税金はどうなるの？
- ・いつまでに何をすればいいの？
- ・どこに相談すればいいの？
- ・何から手を付ければ良いの？

彩相続相談所なら、行政書士、弁護士、司法書士、税理士などの各専門家が連携して
お悩みを解決いたします！！

毎週日曜日に無料相談会実施中！（予約制）

開催日時・場所等の詳細についてはお問い合わせください。



いろいろ

彩相続相談所

運営事務局

行政書士藤田孝久事務所

埼玉県行政書士会 行政書士 藤田 孝久

埼玉県坂戸市緑町 29 - 12

エクレール緑町 106

電話 0120-187-185 携帯 090-2415-5968

＼ お問合せはお気軽にどうぞ！ ／



行政書士の藤田です。



HPはこちらから



HIRAMITSU

平光史明税理士事務所

志木市・朝霞市・和光市・新座市を
中心に地域に密着した税理士事務所です
フットワークよく対応することを
心がけていますので、お気軽に
ご相談してください。

- 相続税申告
- 譲渡所得税申告
- ハッピー相続を実現したい方



平光史明税理士事務所 ☎048-473-4602

埼玉県志木市本町5丁目20-32 グランシェ志木1階

URL: <https://www.hiramitsu-zeirishi.com/>

関東信越税理士会 朝霞支部 代表税理士：平光 史明



ご相談は初回60分無料です。

相続手続

に関するご相談なら
司法書士加賀屋パートナーズへ

複雑でわかりにくい相続手続きをトータルサポート

不動産の相続登記、遺産分割協議へのアドバイス、
預貯金・株式の処分、国債の承継、相続人・相続財産の調査等を対応致します。



相続プランの ご提案

感情が入り乱れる相続問題の相談経験の下、ご家族の実情にあった、相続プランをアドバイス。相続手続はもちろん、相続後の財産処分（価値のない不動産も含む。）もアドバイス。



相続手続きの 実績豊富

相続関係が複雑、20名を超える相続人、全く面識がない相続人の存在、全国人に相続人が分散、未成年者がいる相続等の困難案件を解決。



広範囲な ネットワーク

税理士、弁護士、行政書士、社労士、福祉関連・残置物処理・不動産業者等と連携し、相続手続きと相続手続後の問題に対応。

初回相談60分無料・出張対応可能。ぜひご予約を。

お電話でのお問い合わせはこちら



048-424-5835

※お気軽にお問い合わせください。

司法書士加賀屋パートナーズ

埼玉県和光市本町2番6号レインボープラザ405
和光駅南口徒歩2分 イトーヨーカドー和光店そば
営業時間：平日午前9時～午後20時
土曜日午前10時30分～午後18時

司法書士加賀屋

検索



代表司法書士 原 邦治
(埼玉県司法書士会 志木支部)

税金 よろず アドバイザー

地域で長い **信頼と実績** 概要相談は無料で承ります

相続税申告

相続対策

相続対策(生前贈与)で計画的に節税

所得税

消費税・インボイス

法人税



月～金曜日 08:30～17:00 営業

小林又次郎 税理士事務所

関東信越税理士会 No124869 税理士 小林又次郎

☎ 048-473-3055 📠 090-1504-1084

新座市 東北 2-2-16

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!



後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます!

～ あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします ～



通話料無料
電話で
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間:9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



相続について

委任状

広告掲載事業者



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

＼ こんなお悩みありませんか？ ＼

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いいお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5

万円～

決まった金額だから安心！

☎ **0120-948-833**

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いいお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いいお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



相続・遺言に関する手続き ご相談ください



「法律専門職の立場から、地域の笑顔と幸福を増やしたい」
これが当事務所の理念です。

遺産分割調停、遺産分割協議書作成、相続放棄、遺言書作成、
成年後見人・任意後見人等 お気軽にご相談ください。

新座中央通り 法律事務所

埼玉弁護士会所属 弁護士：菊川 洋

〒352-0001

埼玉県新座市東北 2-12-7 プルミエ 202

TEL

048-470-1070

FAX 048-470-1071

営業時間：平日 10:00~17:00

<https://niiza-law.com/>

新座中央通り法律事務所 検索

HPは
こちらから



チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



竹田光宏 税理士事務所

● 相続税申告 ● 贈与税申告 ● 所得税準確定申告



朝霞市・和光市を中心とした地域密着型の
税理士事務所です。

必要に応じて司法書士等と連携を取りながら
円滑な相続手続きをお手伝いいたします。

当事務所では所長が直接対応させていただきます。(ZOOM 等を利用した面談も可能です)

竹田光宏税理士事務所 〒351-0114 埼玉県和光市本町2-6 レインボープラザ502 和光市駅徒歩3分

TEL **048-423-7841** 平日 9時~18時

関東信越税理士会 朝霞支部
代表税理士：竹田 光宏

FAX: 048-423-7842 MAIL: takeda-tax@tkcnf.or.jp URL: <https://takedatax.net/>



発 行	朝霞市
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2026 年 6 月